

伊賀市書かない窓口システム導入業務委託に係る
公募型プロポーザル評価基準書

令和8年3月

伊賀市総務部デジタル自治推進課

伊賀市（以下「当市」という。）が業務で使用する書かない窓口システム（以下「本システム」という。）及び本システム導入後の運用保守の受託候補者を選定するため行う公募型プロポーザル方式の評価基準を、次のとおり定める。

1 審査機関

- (1) 審査は、伊賀市書かない窓口システム導入業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。
- (2) 審査委員会は、事業者から提出された企画提案書等について、「伊賀市書かない窓口システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準書」（以下「評価基準書」という。）に基づき評価する。

2 最優秀候補者の選定

最優秀候補者の特定までに関わる審査は、審査委員会が実施し、最も優れた提案を行った事業者を契約の最優先候補者として選定する。

審査委員会は、提案内容を公平かつ客観的に評価して、最優秀候補者の選定をするため、審査（プレゼンテーション、デモンストレーション）において以下の評価を行い、評価結果を数値化する採点方式を採用し、各評価点を合計した総合計点により、最優秀候補者を選定する。

複数の提案者の総合計点が同点である場合は、「機能評価点」が高い者を最優秀候補者とする。また、それでも決定しない場合は、「デモンストレーション評価点」が高い者を最優秀候補者とする。また、それでも決定しない場合は、くじにより最優秀候補者を決定する。

ただし、総合計点が500点未満の場合は、見送ることもあり得る。

また、提案者が1者のみの場合でも審査を実施する。

3 審査概要

審査（プレゼンテーション、デモンストレーション）の概要は以下のとおりとする。

- ① プレゼンテーションは企画提案書による提案説明とし、デモンストレーションは実機による実演とする。
- ② プレゼンテーションの際に新たな資料を配布することは認めない。
- ③ 審査の時間は、プレゼンテーション及びデモンストレーション30分、質疑応答15分、機器等の準備片付けに要する時間10分を含めて55分以内とする。
- ④ 審査に必要な機器等については、液晶モニター（80インチ）1台は当市で準備し、その他の機器（パソコン等）は提案者が準備すること。なお、上記とは別に、準備時間及び片付けの時間は別途通知する。
- ⑤ 審査の順番はプロポーザル参加資格確認申請書の受付順とし、時間については別

途通知する。

4 評価方法

評価方法については以下のとおりとする。

なお、各評価点の算出にあたっては、小数点以下2桁までを有効として、小数点以下3桁目で四捨五入する。

また、欠席した審査委員会委員（以下「各委員」という。）の評価点は、出席した各委員の合計の平均点として計算する。

(1) 評価の観点

以下の観点から提案内容を評価する。

項 目		評価の観点
技術評価	提案内容評価 (プレゼンテーション評価)	「伊賀市書かない窓口システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書（以下「企画提案書」という。）」の内容から、本市が要求する業務要件に対して、性能・信頼性・拡張性を考慮した適正なシステム構成の提案であるか評価する。
	デモンストレーション評価	デモンストレーション評価項目について、デモンストレーションを実施して、機能・操作性・画面の見やすさ等を評価する。
	機能評価	「伊賀市書かない窓口システム導入業務委託に係る公募型プロポーザルシステム機能調査表（以下「システム機能調査表」という。）」の評価項目に対する回答内容により、本市が要求する業務要件に対するシステムの適合度合いを評価する。
価格評価		「伊賀市書かない窓口システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル提案見積書（以下「提案見積書」という。）」を基に、5年間のライフサイクルコストを総額で点数化して評価する。

(2) 評価点の配分

総合計点の満点を1,000点とし、各評価項目の評価点の配分は次のとおりとする。

項 目		評価点 (満点)
技術評価	提案内容評価 (プレゼンテーション評価)	300点
	デモンストレーション評価	300点

	機能評価	300点
価格評価		100点
総合計点		1,000点

5 採点方法について

(1) 技術評価の採点方法について

① 提案内容評価（300点満点）

提案内容評価点は、「企画提案書」の内容から、次の方法により算出する。

提案内容評価項目及び評価項目毎の評価点は次のとおりとする。

提案内容評価点（総合点）				300点
項番	大項目	項番	小項目	評価点（満点）
1	会社概要 等	1.1	会社概要等	10点
2	システム構築	2.1	機能体系	10点
		2.2	機能要件	30点
		2.3	追加機能	20点
		2.4	操作研修	30点
3	システム基盤	3.1	システム（全般）	40点
		3.2	システム（機器等）	30点
		3.3	セキュリティ	20点
4	導入・運用	4.1	構築体制	30点
5	保守業務	5.1	運用保守業務	20点
6	その他	6.1	課題解決	40点
		6.2	追加提案	20点

② 提案内容評価点の算出方法

各委員は、各小項目の評価について、以下の【提案内容評価基準表】にて実施し、小項目毎に以下の【提案内容評価点算出式】にあてはめ、各委員の小項目毎の評価点を算出する。

なお、各委員の小項目毎の評価点の総和を審査委員会の構成員数の合計で除して算出した数値を、審査委員会での評価に用いる。

【提案内容評価基準表】

基準点	評価基準
4～5	提案内容は当市にとって期待以上である。
3	提案内容は標準である。

1～2	提案内容に不明確な箇所があり、採用には十分な調整が必要である。
0	採用できない。

【提案内容評価点算出式】

評価点＝基準点×小項目毎の満点／5

③ デモンストレーション評価（300点満点）

デモンストレーション評価項目及び評価内容並びに評価項目毎の評価点は次のとおりとする。

デモンストレーション評価点（総合点）			300点
項番	項目	内容	評価点（満点）
1	申請書作成時のマイナンバーカード等の読取り機能	マイナンバーカード、在留カード、運転免許証、運転経歴証明書等を読取り、届出書や申請書に自動的に入力ができる機能について、提案者が提案するシステムの機能・操作性・画面の見やすさ等のアピールをするデモンストレーションを実施すること。	100点
2	手続き自動判定・ガイダンス機能	来庁者の住民情報や、申請者へのヒアリング等を基に、関連する手続きを自動判定するとともに、ガイダンスを行う機能について、提案者が提案するシステムの機能・操作性・画面の見やすさ等のアピールをするデモンストレーションを実施すること。	100点
3	担当課への引継ぎ機能	申請受付窓口から業務担当課窓口への申請情報の引継ぎを行う際の機能について、提案者が提案するシステムの機能・操作性・画面の見やすさ等のアピールをするデモンストレーションを実施すること。	100点

④ デモンストレーション評価点の算出方法

各委員は、各小項目の評価について、以下の【デモンストレーション評価 基準表】にて実施して、小項目毎に以下の【デモンストレーション評価点算出式】にあてはめ、各委員の小項目毎の評価点を算出する。

なお、各委員の小項目毎の評価点の総和を審査委員会の構成員数の合計で除して算出した数値を、審査委員会での評価に用いる。

【デモンストレーション評価基準表】

基準点	評価基準
4～5	デモンストレーションの内容は当市にとって期待以上である。
3	デモンストレーションの内容は標準的なレベルである。
1～2	デモンストレーションの内容に不安があり、採用には十分な調整が必要である。
0	採用できない。

【デモンストレーション評価点算出式】

評価点＝基準点×小項目毎の満点／5

⑤ 機能評価（300点満点）

機能評価点は、「システム機能調査表」の回答から、次の方法により算出する。

「システム機能調査表」の各項目は、当市が本システムに求める機能要件である。なお、「カスタマイズ対応」の定義は、パッケージシステムのプログラムを変更することで要求する機能を実現することをいう。

機能評価項目及び評価項目毎の評価点は次のとおりとする。

機能評価点（総合点）			300点
項番	大項目	小項目	評価点（満点）
1	届出・申請書	18	130点
2	手続判定	8	40点
3	担当課引継ぎ	4	30点
4	データ連携（RPA）	9	60点
5	運用管理	6	40点

⑥ 機能評価点の算出方法

各機能評価項目の評価について、小項目毎に以下の【「システム機能調査表」の回答内容に対する評価基準表】にて実施して、大項目毎に、小項目の合計点を以下の【機能評価点算出式】にあてはめ、評価点を算出する。

【「システム機能調査表」の回答内容に対する評価基準表】

回答区分		基準点
◎	標準パッケージ	1点
○	代替案又は運用回避	0.6点
△	カスタマイズ対応	0.2点
×	対応不可	0点
	記載なし	0点

【機能評価点算出式】

a : 「システム機能調査表」に対する回答内容を【「システム機能調査表」の回答内容に対する基準表】にて置き換えた点数の大項目毎の小項目合計点

各評価項目の評価点 = (a / 大項目毎の小項目数) × 各評価項目の満点数

(2) 価格評価の採点方法について (100点満点)

価格評価点は、提出された「提案見積書」の価格評価見積金額によって算出する。最安価の提案事業者に満点の価格評価点を与え、その他の提案事業者には次の計算式で価格評価点を算出する。

価格評価点 = (最安価な提案事業者の見積価格 / 見積価格) × 100